

平成 31 年（平成 30 年 1 月～12 月集計分）有害物ばく露作業報告対象物質・案件の選定について（案）

- 1 リスク評価対象物質・案件の選定については、これまで国際がん研究機関（IARC）の発がん性指標の高いグループ 1→2A→2B の順に物質を選定するとともに、最近では、生殖毒性や神経毒性の高い物質についても選定してきたところである。今後もハザード（特に発がん性）の高い物質を優先的に選定する原則は、変更する必要がないと考えるが、リスク評価の現状を見ると、過年度選定した物質について、測定手法の確立が困難なこと、ばく露実態調査対象事業場の確保ができないこと、必要な有害性情報が不足していることのため、リスク評価が進まない物質がかなり見られるところである。
- 2 このため、今回の選定に当たっては、以下のように進めることとする。
  - （1）現在評価中の物質と比べても優先度が高いと考えられる物質・案件に限定する。
  - （2）来年度以降に選定すべき物質について、以下のとおり準備を進めることとする。
    - ア 「リスク評価対象物質・案件の選定の考え方」（平成 29 年度第 1 回化学物質のリスク評価検討会の資料 2）の 2 の（1）の優先度の高い物質順に測定手法の開発について、委託事業等であらかじめ調査し、開発が困難な物質については選定を猶予する。
    - イ 再告示してもばく露作業報告対象事業場がなく、打ち切りとなったものが、かなりの頻度で見られることから、「リスク評価対象物質・案件の選定の考え方」の 2 の（1）のリストの同じグループの中で、委託事業等であらかじめ一定程度の数量又は広い用途があるものを抽出する。
    - ウ 有害性情報が不足している物質についても、委託事業等であらかじめ抽出する。